

原子力災害に備えた 雲南市広域避難計画



令和8年8月

島根県雲南市

沿革

策定 平成25年2月

改訂 令和3年10月

改訂 令和4年6月

改訂 令和7年3月

改訂 令和8年8月

目次

第1章 総則	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画策定にあたっての基本方針	1
第2章 広域避難計画策定の前提	2
1. 計画の用語	2
2. 避難の対象地域	7
3. 防護措置の考え方	9
(1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施	9
(2) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	10
第3章 避難等に係る連絡体制	11
1. 島根県の体制	11
2. 雲南市の体制	14
(1) 市の広報体制等	14
(2) 広報のタイミング	14
(3) 相談窓口の設置	14
(4) 情報連絡、住民広報手段の確保	15
(5) 市の災害体制の設置基準	15
(6) 災害対策本部の設置場所	16
(7) 災害対策本部の退避先	16
第4章 避難体制	16
1. 一般住民の避難体制	16
(1) 避難の流れ	16
(2) 避難先等の確保、周知	17
(3) 避難手段及び避難ルート等	17
(4) 園児、児童及び生徒等への対応	18
(5) 外国人への対応	19
(6) 一時滞在者（観光客等）への対応	19
(7) 避難の確認等	19
(8) 避難完了の確認等	19
(9) 指定避難先以外に避難した住民の把握	19
(10) 避難が長期化した場合の対応	20
2. 避難行動要支援者等の避難体制	20
(1) 避難の流れ	20
(2) 避難先の確保、周知	21

(3) 避難手段及び避難ルート等	2 1
(4) 各施設別の避難計画の策定	2 2
(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等	2 2
(6) 避難が長期化した場合の対応	2 2
3. 避難退域時検査体制の整備	2 2
4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備	2 3
第5章 避難住民の支援体制等	2 3
1. 基本方針	2 3
2. 避難経由所・避難所（一般住民用）の開設、運営等	2 4
(1) 開設、運営等	2 4
(2) 避難物資の確保	2 4
3. 広域福祉避難所（避難行動要支援者用）の開設、運営等	2 4
(1) 開設・運営等	2 4
(2) 避難行動要支援者のケア	2 4
(3) 資機材・物資の確保	2 5
第6章 実効性向上のための取組み	2 5
1. 基本方針	2 5
2. 国による広域避難の支援体制の強化	2 5
3. 避難先自治体との連携体制の強化	2 5
4. 避難計画の住民への周知と住民理解の促進	2 5
5. 訓練の実施	2 6
資料1. 雲南市における一時集結所	2 7
資料2. 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難経由所一覧	2 8
資料3. 雲南市広域避難先避難所（候補施設）一覧	2 9
資料4. 雲南市広域避難先福祉避難所（候補施設）一覧	3 3
広域避難計画策定の経過	3 4

第1章 総則

1. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、中国電力(株)島根原子力発電所において原子力災害が発生し、広域的な避難が必要となる場合に備え、雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）の避難に関する事項をまとめた住民の避難計画として作成したものである。自然災害等との複合災害が発生した際には、雲南市地域防災計画（風水害等対策編）及び（震災編）と一体的に対応するものとする。
- (2) 作成に当たっては、島根県（以下「県」という。）、避難の受入先となる広島県、広島県各市町との調整を行い、避難先となる自治体からは避難受入れの了解をいただいたところである。
- (3) 本計画は、修正時点の国の法令等の諸規定や関係団体との調整に基づくものであり、今後においても、国の原子力災害対策指針の改正、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正や関係自治体等との調整状況を踏まえ、適宜、本計画を見直し、修正を行うこととする。
- (4) 本計画は、雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画として位置付けるものである。

2. 計画策定にあたっての基本的な方針

本計画は、雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、島根県が作成する「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」との整合を図りつつ、下記に示す4点を基本方針として策定した。

- (1) 住民や防災関係者等への情報伝達が確実にできるよう体制を整えるとともに、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示する。
- (2) 島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、防護措置を実施すること。
- (3) 避難行動要支援者（在宅避難行動要支援者、社会福祉施設入所者、病院等入院患者等）の安全かつ迅速な避難体制の確立を図ること。
- (4) 本計画は、避難先自治体の理解と協力を得て作成するものであり、雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）と合わせ、作成時及び改定の都度避難先自治体に共有する。

第2章 広域避難計画策定の前提

1. 計画の用語

【PAZ : Precautionary Action Zone】

予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね5 km圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

【UPZ : Urgent Protective Action planning Zone】

緊急防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね5～30 km圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響のリスクを低減するため、緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）に基づき緊急防護措置を準備する区域。

【確定的影響】

ある一定の放射線量（これをしきい値[*]という）を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れる。

確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障などが含まれる。

【しきい値】

一般的にある値以上で影響が現れ、それ以下では影響がない境界の値をしきい値という。放射線影響の分野では、皮膚の紅斑、脱毛、不妊など、放射線の確定的影響には、それらの影響が現れる最小の線量が存在する。これをしきい値という。

【確率的影響】

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれます。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。

【緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）】

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。

原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして

次の3つの区分に設定される。

① 警戒事態（AL：Alert）

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するEALのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階。

②施設敷地緊急事態（SE：Site area Emergency）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

③全面緊急事態（GE：General Emergency）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

【運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）】

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

【避難等防護措置】

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの

避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの特に、病院や社会福祉施設等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場

合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

③ 飲食物摂取制限

飲食物摂取制限は、経口摂取による被ばく影響を防止するための防護措置であり、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超える飲食物に摂取制限を実施するもの

④ 安定ヨウ素剤の服用

避難等に併せて安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの

【一時集結所】

自家用車による避難が困難な住民がバス等によって集団避難を行うために、市が定めている参集場所。同所では安定ヨウ素剤の緊急配布などを行う。

【避難退域時検査及び簡易除染】

原子力災害時において、O I Lに基づく防護措置として避難等を行う際に、避難等を行う住民等の放射性物質による汚染状況を確認するため、除染が必要なレベルの外部汚染がないかを確認する。検査の結果、除染を行う判断基準であるO I L 4を超える外部汚染があった場合には、O I L 4以下にするために簡易除染等を実施する。

(O I L 4：体表面に付着した放射性物質の不注意な経口摂取、皮膚の汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準)

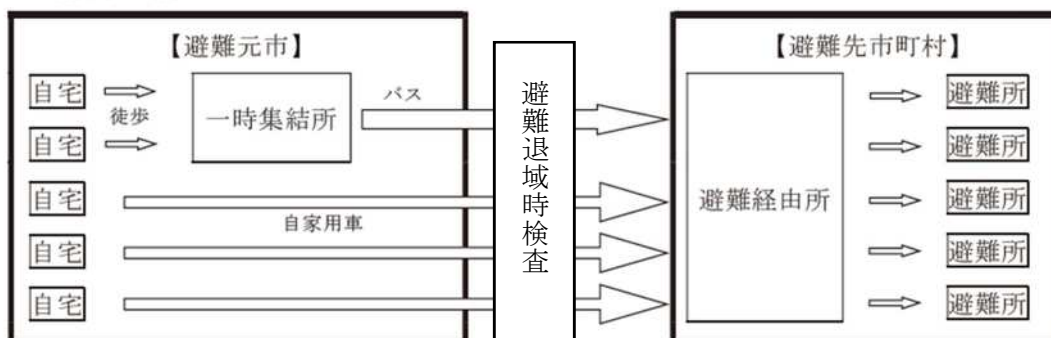
【避難経由所】

避難先自治体において、初期段階の避難所運営の負担軽減及び渋滞緩和等のために開設・運営を行う場所。避難住民等に対する避難退域時検査済証の所持確認及び解説している避難所への振り分けを行う。

＜避難経由所のイメージ＞

避難経由所について

＜避難経由所のイメージ＞



＜避難経由所を開設するメリット＞

- ① 避難経由所において、避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。等

○ 避難経由所での集結状況により段階的に順次、避難所を開設

○ 基本的にバスか徒歩で移動

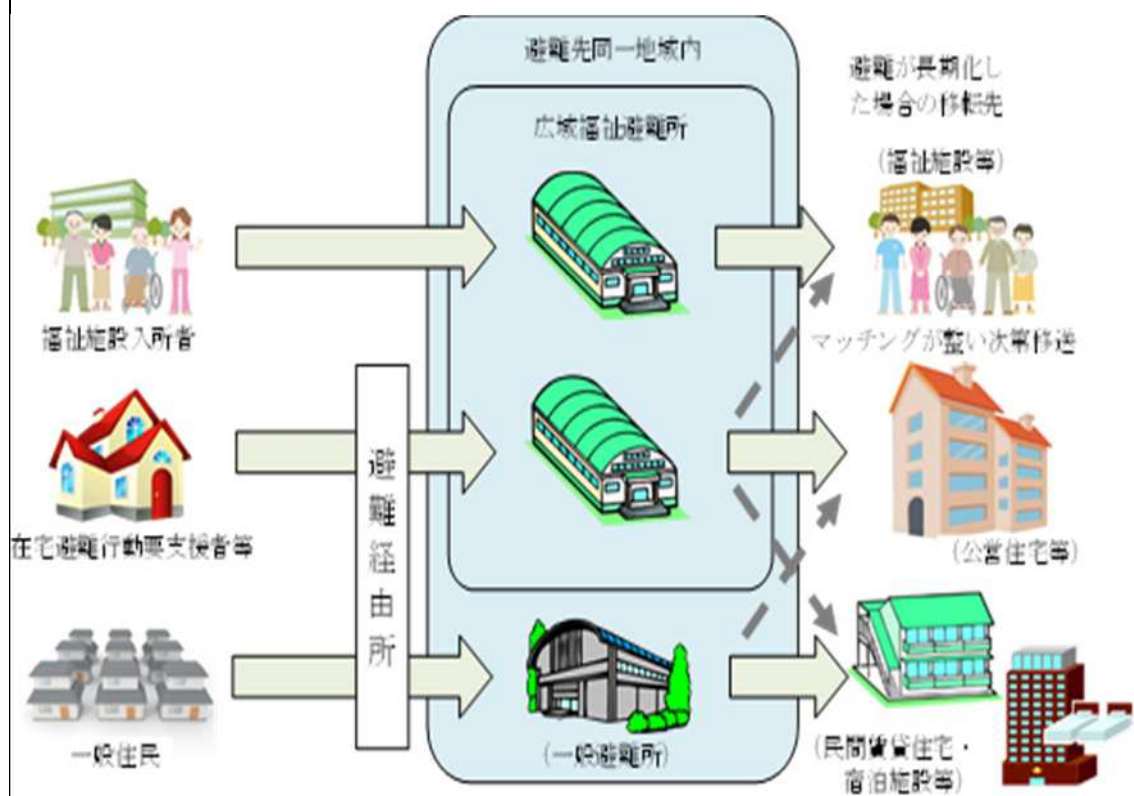
○ 避難所駐車場に余裕がある場合で、やむを得ない場合は自家用車で移動

※ 避難経由所を事後的に避難所、または、避難元市の支援拠点として使用することも可能

【広域福祉避難所】

避難行動要支援者等（社会福祉施設入所者及び在宅避難行動要支援者等）が一時的に避難する施設で、一般住民の避難先と基本的に同じ地域内にあらかじめ定める、一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所。施設要件として、冷暖房設備、多目的トイレ（障がい者用トイレ）並びに会議室及び研修室等の仕切られた部屋が必要。（エレベーター、バリアフリー構造及び調理設備があれば望ましい）

〈広域福祉避難所のイメージ〉



2. 避難の対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）で定める「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市の範囲」とする。

島根原子力発電所2号炉

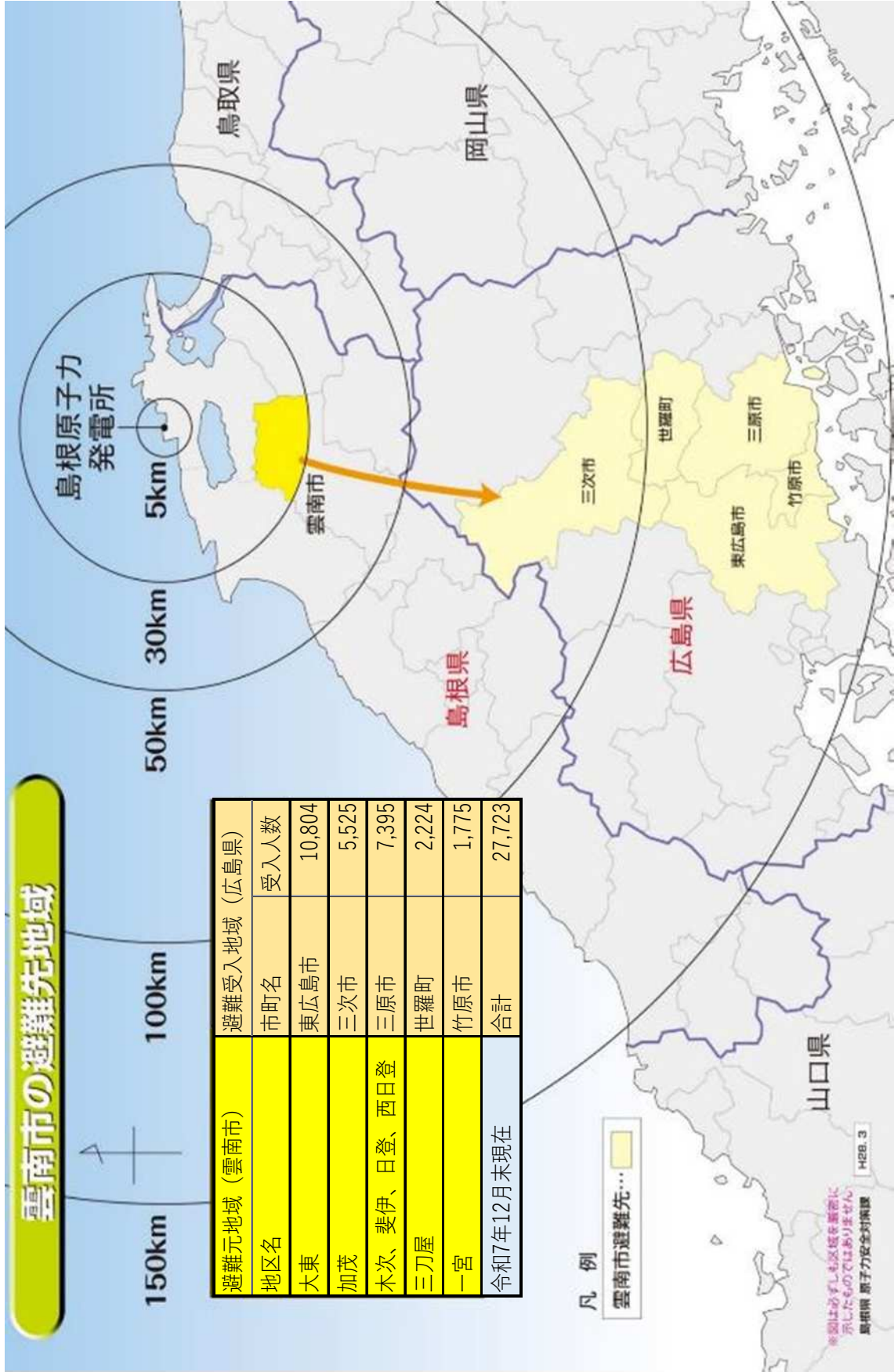
町名	対象地域	受け入れ市 町名 (広島県)	人口
大東町	全域	東広島市	10,804 人
加茂町	全域	三次市	5,525 人
木次町	木次、新市、下熊谷、里方、山方、 東日登、寺領、宇谷、西日登、上熊谷	三原市	7,395 人
三刀屋町	三刀屋、下熊谷	世羅町	2,224 人
	伊萱、給下、古城、高窪	竹原市	1,775 人
合計			27,723 人

※令和7年12月31日現在

原発から30km圏域の状況



(2) 避難先地域



3. 防護措置の考え方

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、地方自治体に対して、国から避難指示等の防護措置の発令が指示される場合には、原子力災害対策指針（以下、「指針」という。）に示されている考え方に沿って、島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、避難等の指示が行われる。

(1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施

①避難等の防護措置

PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のいずれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとしている。

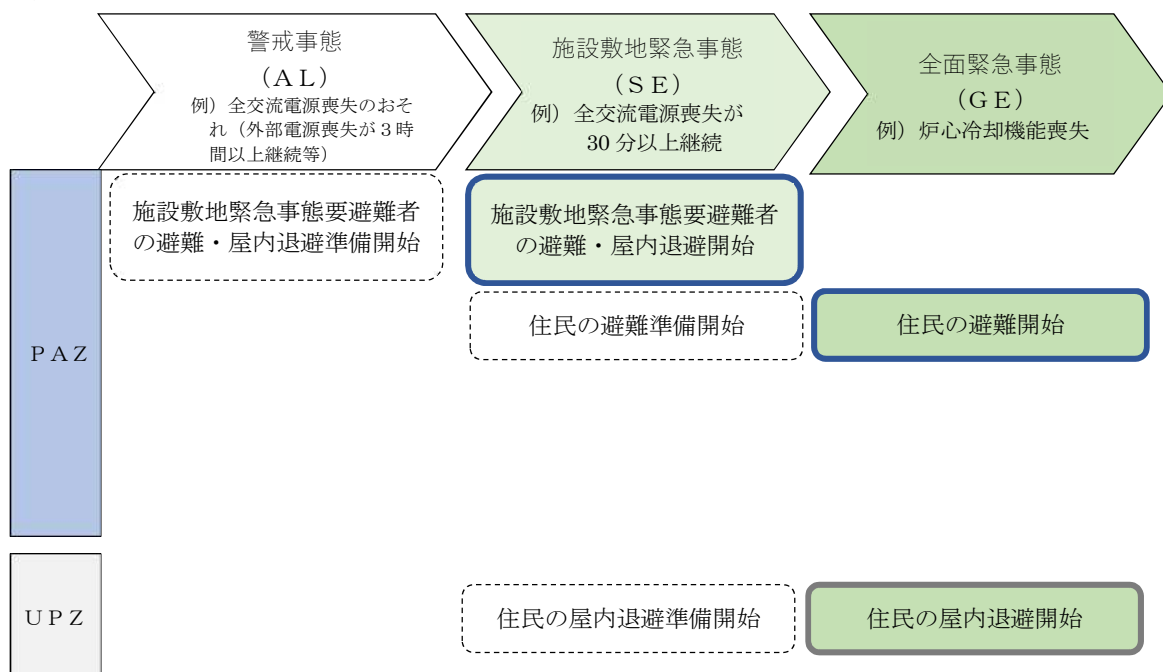
なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 情報収集事態
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

②屋内退避

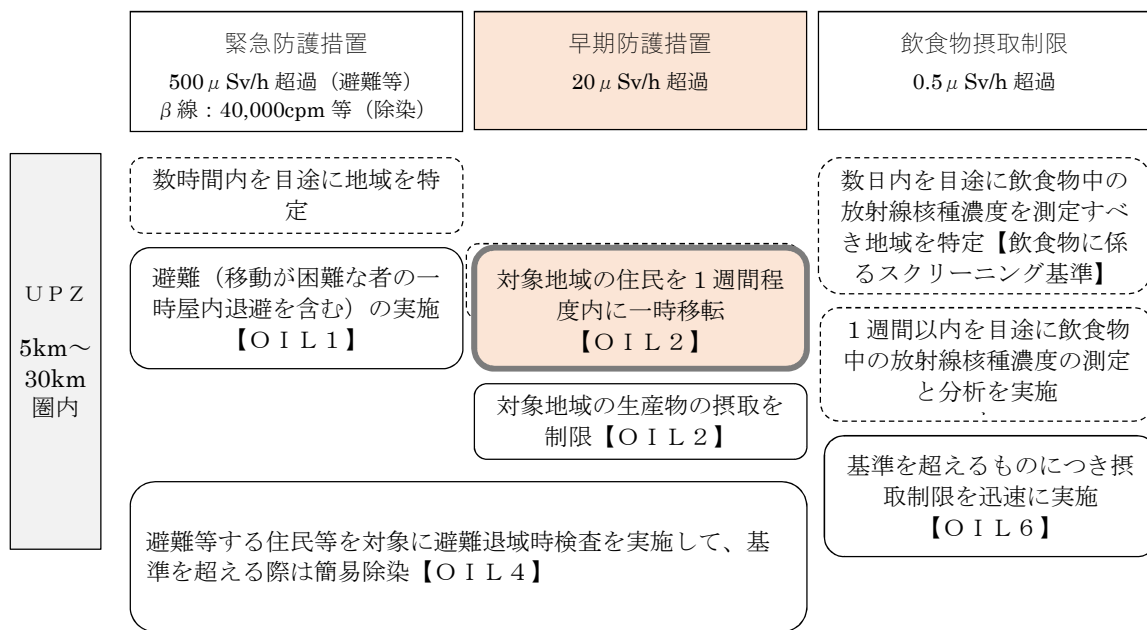
UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施する。UPZ外においても、発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

【緊急時活動レベル（EAL）】



(2) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を国と協力し実施する。



第3章 避難等に係る連絡体制

1. 島根県の体制

島根原子力発電所において、異常等や緊急事態区分に該当する事象が発生した場合、島根県は、関係する自治体及び防災関係機関等に対して島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

(1) 関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、環境放射線異常時以降、島根原子力発電所での事故、トラブル、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

(2) 関係4市を除く県内市町村への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、発電所異常時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

(3) 鳥取県を除く中国各県への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、発電所異常時（島根県対策会議設置に至る場合）以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

(4) 指定地方公共機関への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

(5) 交通機関や自衛隊、海上保安庁等関係機関への情報連絡

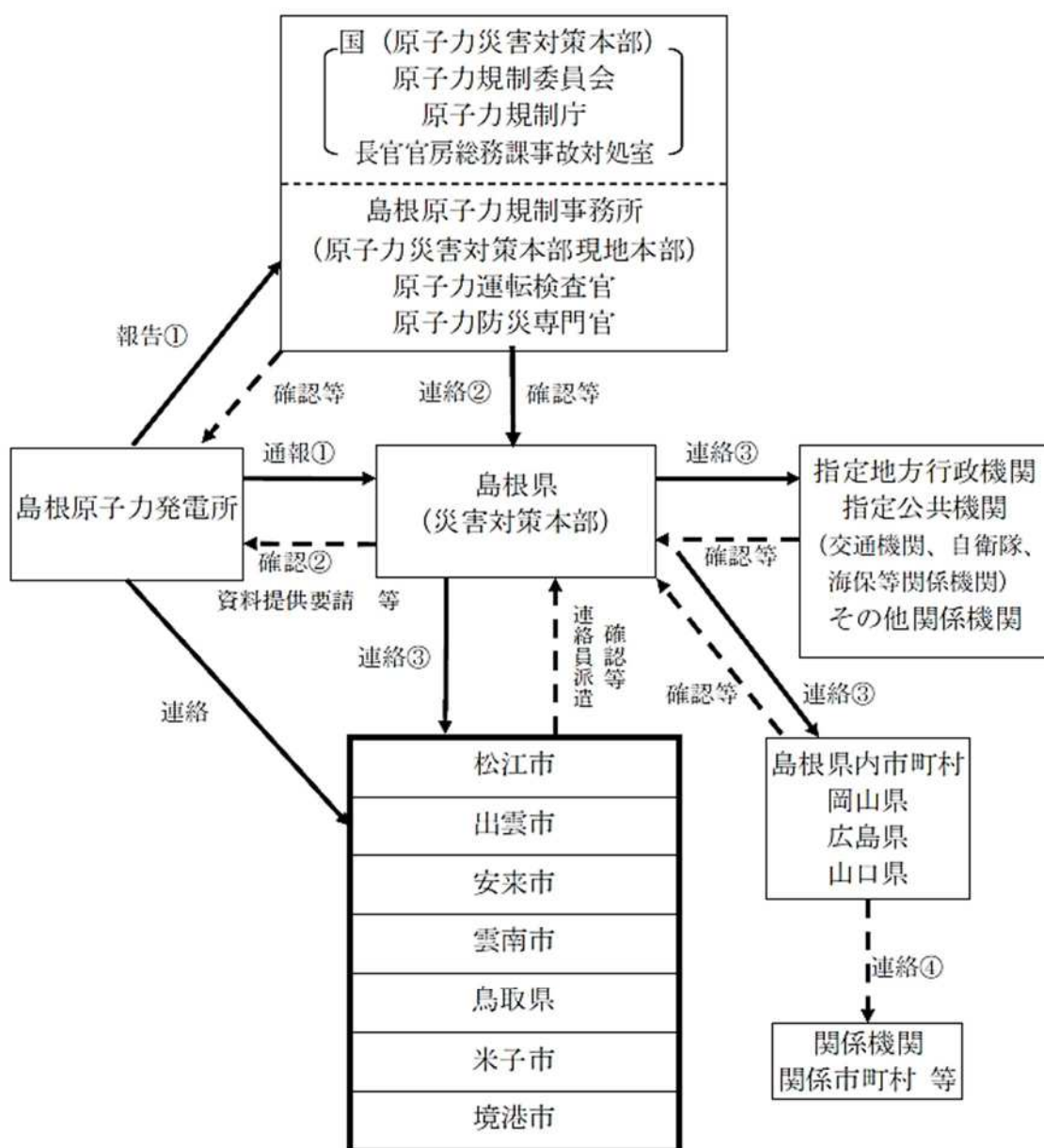
島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、施設敷地緊急事態発生時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

(6) 県民への情報提供

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関への放送要請や島根県ホームページ、防災メール、SNSなどを通じて、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報提供を行うこととし、その際には住民等が理解しやすい表現を用いる。

主な情報連絡の段階	主 な 連 絡 内 容
① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	・ 事故の状況、島根県の対応状況 等
② 警戒事態	・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請 等
③ 施設敷地緊急事態 (原災法 1 0 条通報)	・ 島根県災害対策本部設置 ・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難要請 ・ P A Z の避難準備要請 ・ U P Z の屋内退避準備要請 等
④ 全面緊急事態 (原災法 1 5 条該当)	・ 全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 緊急事態宣言発出 ・ P A Z の避難指示 ・ U P Z の屋内退避指示 等
⑤ O I L 超過時	・ 避難対象地域の避難等指示

【島根県の情報連絡系統図（県対策会議設置以降）】



【凡例】

○数字 : 連絡等順番

----> : 必要と認めたとき

2. 雲南市の体制

市は、島根県から島根原子力発電所における緊急事態区分に該当する事象等の発生の連絡があったときは、地域防災計画に基づき情報連絡体制を確立し、島根原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難指示及び避難準備情報の発令等について、住民広報や関係機関に対して情報連絡を速やかに行う。

(1) 市の広報体制等

- ① 市は、住民等に対して、島根原子力発電所の事故等に関する情報の住民広報を適宜行い、国や島根県から避難指示及び避難準備情報等の発令を指示された場合については、速やかに発令する。
- ② 在宅の避難行動要支援者や社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、病院などに対して、必要な情報を確実に伝える体制を整える。

(2) 広報のタイミング

市は災害対策本部を設置するなど、情報連絡体制等を確立し、島根原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や島根県からの避難準備、屋内退避、及び避難等に関する情報連絡があった場合は、住民広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行う。

- ① あらかじめ、住民及び地域自主組織等に対する住民広報が速やかにできる体制を整える。
- ② 在宅の避難行動要支援者や社会福祉施設、保育所、幼稚園、学校、病院などに対しては、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。
- ③ 住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理し、住民等にとって理解しやすい表現を用いる。

<住民広報のタイミング（例示）>

- ア 特定の緊急事態区分に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）
- イ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行った場合
- ウ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合
- エ 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- オ 屋内退避、避難準備、避難等を指示する場合
- カ 安定ヨウ素剤の服用を指示する場合
- キ 放射性物質が放出された場合
- ク モニタリングの状況がまとまった場合
- ケ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合 等）

<住民広報の内容>

- ア 事故等の状況
- イ 市、関係機関の対応状況
- ウ 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- エ その他（注意事項等）

(3) 相談窓口の設置

市は、国及び島根県と協力して、市民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する。

(4) 情報連絡、住民広報手段の確保

島根県及び市は、島根原子力発電所の事故、災害の状況、避難準備、避難指示情報等必要な情報が、住民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行う。

- ① 島根県及び関係 4 市は、島根原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制の整備を行う必要があり、複数手段により通信が確保できる体制とするとともに、万が一に備え市から島根県へ連絡員を派遣する体制を整える。
- ② 市は、避難及び避難準備、屋内退避等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、音声告知放送、広報車、CATV、安全・安心メール、緊急速報（エリア）メール、雲南市デジタル防災無線等複数手段により住民広報を行う体制を整える。

(5) 市の災害体制の設置基準

体制	基準	体制の決定	動員	主な業務
準備体制	・発電所から、協定第 9 条の異常時における連絡があったとき 情報収集事態の発生を認知したとき	防災部長	防災部長が必要と認めた課の職員	1. 情報収集と共有 2. 職員への注意喚起
警戒体制	・警戒事態【AL】（例：全交流電源喪失）の発生を認知したとき ・発電所から、協定第 9 条の異常時における連絡があり、防災部長が副市長と協議し安全確認等を行う必要があると認めたとき	副市長	防災部長が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	1. 情報収集と共有 2. 職員への準備喚起 3. 関係機関との連絡 4. 地域自主組織等への情報提供
災害警戒本部	・県が管理するモニタリングポスト（固定局）において県環境放射線情報システム管理運営要領及び関連事項で定める線量率異常が確認されたとき（機器の故障、自然現象等による場合を除く） ・施設敷地緊急事態【SE】（例：全交流電源 30 分以上喪失）の通報を受けたとき ・施設敷地緊急事態の通報がなされない場合であっても、原子力防災対策上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	市長	防災部長が市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	1. 情報収集 2. 職員への準備喚起 3. 地域自主組織等における体制整備 4. 地区担当職員出動 5. 住民広報 6. 相談窓口開設 7. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動準備 8. 避難所運営担当出動準備 9. OFC へ副市長派遣 10. OFC へ職員派遣 11. 体制移行準備
災害対策本部	・全面緊急事態【GE】（例：炉心冷却機能喪失）の発生 of 通報を受けたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されてない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	市長	全職員	1. 情報収集 2. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動 3. 地区災害対策本部の設置 4. 避難所運営担当出動 5. 避難状況確認 6. 安否確認 7. 住民広報 8. 相談窓口開設

(6) 災害対策本部の設置場所

雲南市の災害対策本部は、雲南市役所 災害対策本部室(301会議室)に設置する。

電 話 0854-40-1027

FAX 0854-40-1029

Eメール genshiryoku-unnan@city.unnan.shimane.jp

(7) 災害対策本部の退避先

市は、市の庁舎の所在地が避難のための立ち退き指示を受けた地域に含まれた場合は、次の順位により次の施設に退避する。

順位	退避先施設の名称	連絡先
1	吉田総合センター	電 話 0854-74-0211 FAX 0854-74-0047
2	掛合総合センター	電 話 0854-62-0300 FAX 0854-62-0310

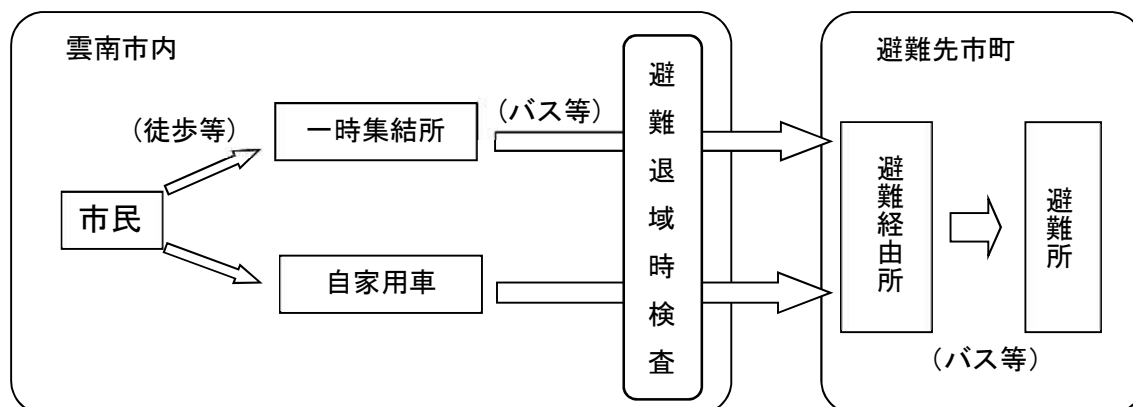
第4章 避難体制

1. 一般住民の避難体制

一般住民については、自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経由所に向かう。自家用車避難が困難な住民については、市が設置する一時集結所等からバス等による集団避難を実施する。

また、受け入れ先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、安全で迅速な避難を実施する。放射性物質放出後の避難は避難ルート上に設置された避難退域時検査場所で行う。

(1) 避難の流れ



【避難退域時検査】放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要となり、避難ルート上に設置し、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する。

- ① 島根県及び市は、島根原子力発電所における事故等の状況や屋内退避準備の発出を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知する。
- ② 屋内退避準備の発出があった段階で自宅へ帰宅し、屋内退避や避難に必要な物資等を用意するなど事故等が進展した場合の準備を行い、避難指示が発令された場合は、自宅から避難することを原則とする。
- ③ ただし、事故等の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校等、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行う。

(2) 避難先等の確保、周知

- ① 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるよう、市は島根県と連携し、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定し、一時集結所、避難ルート等と合わせて住民へ事前に周知する。
- ② 市は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。

一時集結所選定の基準

- ア 通信連絡手段が確保できること
- イ 緊急時に開設が可能であること
- ウ コンクリート造が望ましい
- エ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- オ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- カ バス等大型車両が付近まで侵入可能であること等

- ③ 市及び島根県は、避難先自治体が段階的な避難所の開設や避難所への誘導を円滑に行えるよう、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先自治体内に避難住民が一旦立ち寄る避難経路所を選定する。
- ④ 避難の実施が見込まれる段階で、島根県は市と連携し、あらかじめ定めてある避難先自治体へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。
- ⑤ 市は避難を実施する段階で、避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行い、避難を実施する。
- ⑥ なお、あらかじめ定めている避難先自治体が、被災等によって避難の受け入れが困難な場合は、島根県は国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受け入れの調整を行う。

(3) 避難手段及び避難ルート等

- ① 避難手段の確保
 - ・ 自家用車で避難する場合は、渋滞を避けるため乗り合わせを原則とする。
 - ・ 自家用車避難が困難な住民は一時集結所から、学校等から避難する場合の園児、

児童、生徒等は学校等から、バス等の避難手段による集団避難を行う。

- ・バス等の避難手段については、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら、一時集結所、学校等必要な箇所へ手配する。
- ・鉄道等での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。
- ・島根県は、バス等での避難が困難な場合や確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、ヘリコプター等の派遣要請を行う。

② 避難ルートの設定

- ・避難先を踏まえ、島根県及び市は地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定する。
- ・避難の実施が見込まれる段階で、島根県及び市は、原子力災害や事故の状況、交通渋滞の状況や避難先の決定状況等を踏まえて、島根県警本部等関係機関とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定する。

③ 避難誘導・交通規制体制の整備

- ・避難を円滑に実施するため、島根県警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整える。
- ・島根県警察本部は、避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討する。
- ・島根県警察本部は、広域避難実施時には、災害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制等を基本に再調整し、避難住民の避難誘導・交通規制を実施する。

④ 避難住民の支援体制の整備

- ・島根県は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート付近での支援ポイントの設定や物資の集積・支援等の体制について、国や関係する自治体等と連携して検討を進める。その際には、要配慮者や女性への配慮に留意するものとする。

(4) 園児、児童及び生徒等への対応

- ① 警戒事態等以降の段階で、事故の状況や各学校等の周辺状況を踏まえた、島根県及び市が開催する対策会議等の協議に基づき、園児、児童、生徒等の保護者への引渡しや避難等について、島根県教育委員会又は市教育委員会は、所管の県立学校、市立学校及び幼稚園へ指示、島根県又は市の担当部局は、高等教育機関、私立学校、幼稚園及び保育園へ情報提供を行う。
- ② 各学校等は、保護者への引き渡しに関する指示又は情報提供を受けた場合、園児、児童、生徒等を安全に保護者に引き渡すための対応をとり、園児、児童、生徒等は自宅から保護者等と一緒に避難を行うことを原則とする。
- ③ 各学校等は、避難に関する指示及び情報提供を受けた場合、保護者に引き渡すことができないなどの理由により、学校等に残っている園児、児童、生徒等については、バスによる集団避難を実施し、避難先で保護者に引き渡す対応をとる。
- ④ 島根県は、各学校等のマニュアル策定にあたり必要な情報をまとめた手引をあらかじめ作成し、市及び市教育委員会等に通知する。
- ⑤ 各学校等は、災害時に適切に対応できるよう学校毎のマニュアルを策定する。

(5) 外国人への対応

- ① 島根県及び市は、外国人に対して島根原子力発電所での事故の状況、避難等指示及び避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行う。
- ② この場合、民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮する。

(6) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ① 島根県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関などを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うとともに自家用車等による早期帰宅を求める。
- ② また、屋内退避指示が出されるまでに移動手段が確保できず、帰宅等ができなかった場合には、最寄りの公共施設や宿泊施設等で屋内退避を行う。
- ③ 屋内退避後は、一時移転等が指示された場合、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難し、避難先から公共交通機関等により帰宅する。

(7) 避難の確認等

- ① 市は、市民バス等の乗客に対する警戒、避難等の情報伝達を委託業者に対して行い、車内放送、ラジオ放送、緊急速報（エリア）メール等により情報を伝達する。
- ② 市民は、不要不急な外出の場合の取りやめのほか、可能な限り早急に帰宅し報道機関、市等からの情報収集に努める。
- ③ 避難バスでの避難者については、市職員が氏名・住所・連絡先を記載した避難者名簿を作成する。
- ④ 自家用車で避難する場合の確認方法は、次のとおりとする。
 - i) 避難する住民は、可能な限り自治会長等を通じて各地区災害対策本部に報告する。
 - ii) 上記 i) の対応が困難な場合は、安全な場所に到着後、各地区災害対策本部に報告する。
- ⑤ 出張等による一時的な不在者も、自家用車で避難と同様の方法で報告する。

(8) 避難完了の確認等

- ① 市民の避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、市災害対策本部の指示又は要請により、戸別に訪問して行う。
- ② 避難を拒否する市民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、定期的に戸別訪問の上、避難を促す。

(9) 指定避難先以外に避難した住民の把握

避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する住民が発生することが想定されることから、市は指定避難先以外に避難した住

民の把握に努める。

- ① 市は、指定避難先以外に避難した住民の把握のため、あらかじめ市災害対策本部等の連絡先、退避先について周知する。
- ② 市は、個人でそれぞれ避難先を確保し、指定避難先以外に避難する住民が少なからず発生することを想定し、自治会及び地域自主組織等の協力を得て、指定避難先以外に避難する住民の把握に努める。

(10) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県及び市は、避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるようにする。
- ② 国、島根県及び市等が連携をとりながら早期に調整を進め、避難後概ね6か月以内に移転を完了させる。

2. 避難行動要支援者等の避難体制

避難行動要支援者や避難所生活で介護等が必要な者（以下、「避難行動要支援者等」という。）については、避難時及び避難所滞在時に特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者（グループホーム等入所者を含む。以下同じ。）及び在宅避難行動要支援者等は、広域福祉避難所へ避難を行うこととし、病院等入院患者は直接病院へ避難を行う。U P Zの避難に際しては、放射性物質放出後となるため、避難ルート上に設置された避難退域時検査場で検査を受けた上で、避難先へ向かう。

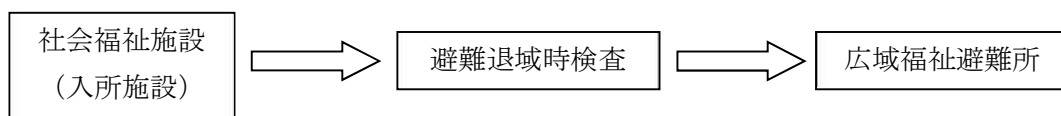
また、避難行動要支援者等については、避難等に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受け入れ先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、安全で迅速な避難を実施する。

なお、即時避難が容易でない等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される避難行動要支援者等は、必要に応じて避難準備が整うまでは放射線防護対策を実施した施設で屋内退避を行う。

(1) 避難の流れ

- ① 社会福祉施設入所者及び通所者

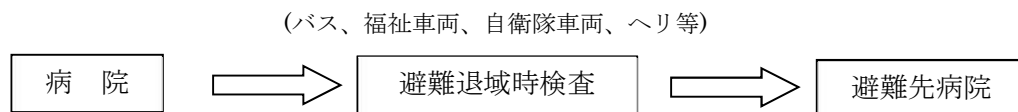
(バス、福祉車両、自衛隊車両、ヘリ等)



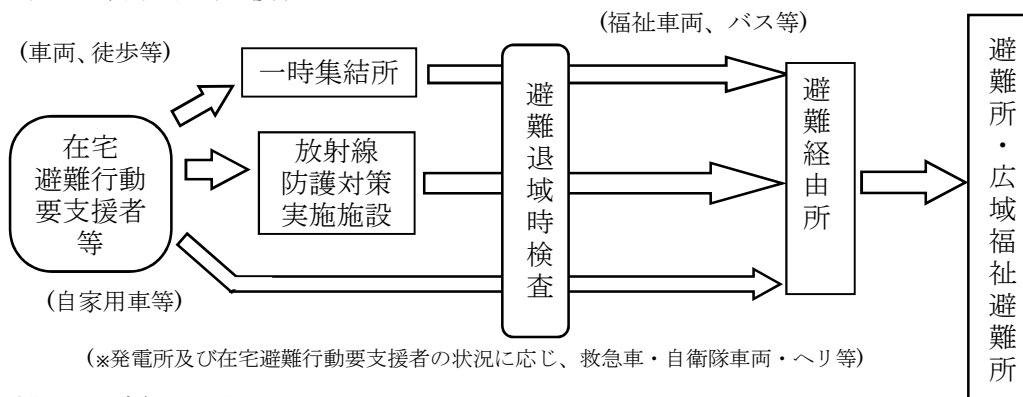
※ 社会福祉施設等（保育所を除く）の通所者については、放射性物質放出前の警戒事態の段階で通所施設から帰宅し、避難指示があった後、自宅等からの避難を行うことを原則とする。

なお、放射性物質放出前の警戒事態の段階で、帰宅する間がなく避難指示があった後は、施設の支援により一時集結所又は広域福祉避難所に避難を行う。

② 病院等入院患者



③ 在宅避難行動要支援者



(2) 避難先の確保、周知

- ① 市及び島根県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設入所者及び在宅避難行動要支援者の避難先（広域福祉避難所等）を定めておき、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておく。
- ② 屋内退避の指示が見込まれる段階で、島根県及び市は、あらかじめ定めてある避難先自治体へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。
避難先等が決定した段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、避難指示の発令後、準備が整い次第避難を行う。
- ③ 島根県は、入院患者の様々な症状等に応じた適切な受け入れ先医療機関を迅速に確保する体制を整え、避難先の自治体との間で、あらかじめ受け入れ先医療機関の調整方法を定め、その手順を明確にしておく。
- ④ 病院避難については、U P Z内の病院等は遅くとも全面緊急事態の発生までに、島根県に入院患者の状況を報告する。
島根県は、あらかじめ定めた調整方法により入院患者の状態に応じた受け入れ先医療機関を調整し、避難手段及び避難時の支援要員等を調整したうえで、該当病院等へその状況を連絡する。
連絡を受けた病院等は、受け入れ先の医療機関と個別に受け入れ調整を行い、速やかに避難を行う体制を整え避難を実施する。

(3) 避難手段及び避難ルート等

- ① バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。
- ② 島根県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し、避難行動要支援者の避難手段確保の手順、体制を整える。
- ③ 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプ

ターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認する。

(4) 各施設別の避難計画の策定

- ① 社会福祉施設（入所施設）、病院等は、あらかじめ原子力災害発災時の対応を定めた避難計画を策定する。
- ② 島根県は、社会福祉施設（入所施設）、病院等の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行う。

(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等

- ① 市は島根県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定めておく。
- ② 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者への情報伝達、支援等の方法について、十分留意する。

(6) 避難が長期化した場合の対応

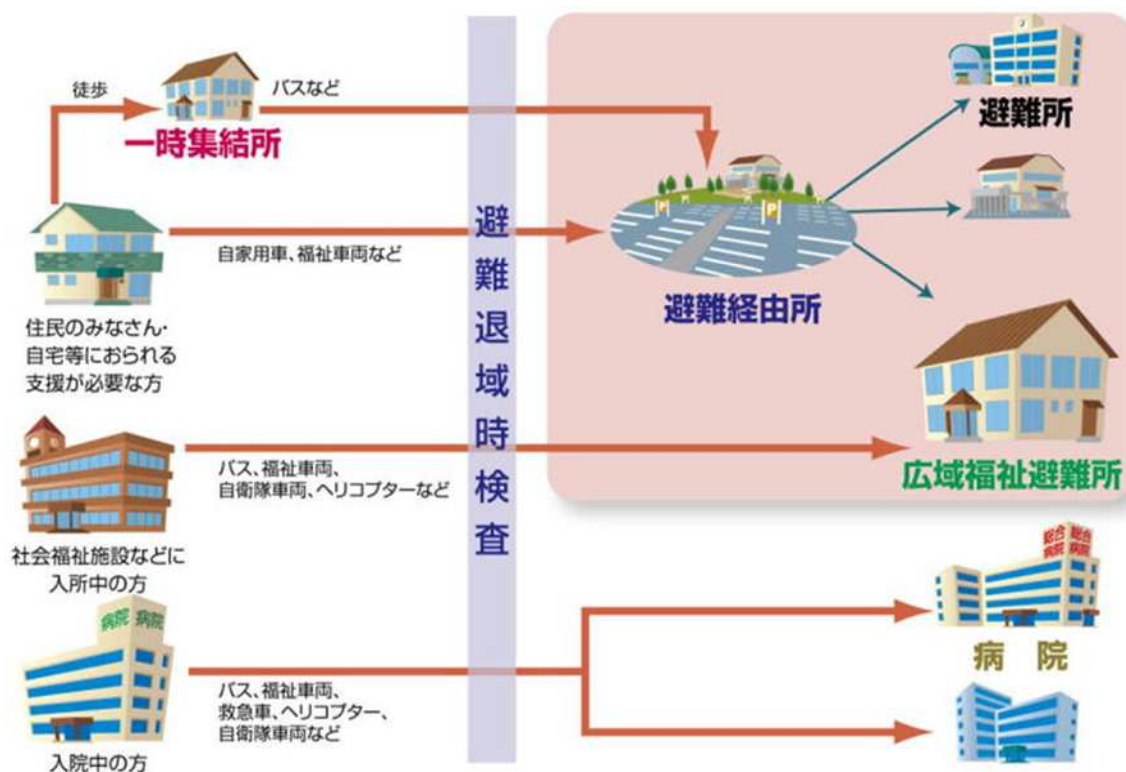
- ① 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、島根県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の避難行動要支援者等は、概ね1か月以内、それ以外は概ね6か月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにする。
- ② 移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、島根県は国が中心となった支援体制の構築を働きかける。

3. 避難退域時検査体制の整備

- (1) 島根県は、O I Lに基づく防護措置として避難等の指示を受けた住民を対象として、国からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制により避難住民への避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する。
- (2) 避難退域時検査は、島根県が策定した「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」により、あらかじめ決定した検査場所で行う。

（参考：資料2．避難ルート・避難退域時検査候補地・避難経路所一覧）

<避難の流れ>



4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

- (1) 島根県及び市は、国の判断に基づき安定ヨウ素剤の服用指示が出された際に、該当の避難住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、UPZ内の住民等に対して、遅くとも施設敷地緊急事態の発出後、速やかに安定ヨウ素剤を配布する準備を整える。
- (2) 安定ヨウ素剤の備蓄・配布・服用に関しては、島根県が策定した安定ヨウ素剤配布計画により、あらかじめ定めた方法により実施する。

第5章 避難住民の支援体制等

1. 基本方針

市と県は、国や避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

2. 避難経由所・避難所（一般住民用）の開設、運営等

(1) 開設、運営等

- ① 避難経由所、避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。
- ② 避難開始当初は、島根県及び市は住民避難の送り出しに全力をあげなければならないため、避難経由所・避難所の開設・管理、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、避難先自治体側が対応する。
- ③ 避難経由所の開設を最優先に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導する。
- ④ 避難決定後、市は避難先自治体に連絡員を派遣する。
- ⑤ できるだけ早期に、市は避難先自治体へ職員を順次派遣し、避難先自治体の指示のもと、避難経由所や避難所等の対応を行う。また、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- ⑥ できるだけ早期（避難開始後1週間から10日後を目途）に、避難住民、市職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行することとし、例えば地域自主組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。
- ⑦ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体で引き続き行う。
- ⑧ あらかじめ定めてある避難先自治体が被災等によって避難の受入が困難な場合や避難場所が不足する場合は、他地域への避難を検討する。

(2) 避難物資の確保

- ① 避難所への食糧や毛布等避難物資については、島根県及び市は、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- ② できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域から必要な食糧や毛布等の避難物資を迅速かつ円滑に供給される体制を整える。

3. 広域福祉避難所（避難行動要支援者用）の開設、運営等

(1) 開設、運営

- ① 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。
- ② 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

(2) 避難行動要支援者のケア

- ① 避難行動要支援者等のケアについては、在宅の避難行動要支援者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行う。
- ② ケア要員の不足が想定されることから、島根県及び市は、国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

(3) 資機材・物資の確保

- ① 避難行動要支援者の避難に必要な資機材・物資（介護ベッド、車椅子、医薬品等）について、島根県及び市は、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- ② できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域等から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

第6章 実効性向上のための取組み

1. 基本方針

広域避難計画の実効性をより高めていくためには、国による広域避難の支援体制強化等が不可欠であり、島根県を通じて国への働きかけなどの対応を積極的に進めていく。

2. 国による広域避難の支援体制の強化

- (1) 県境を越えて大量の住民が避難するような事態となった場合、避難元及び避難先自治体だけでは十分な支援が行えないため、国や他地域からの人的、物的支援が不可欠であり、避難住民への迅速な支援が行えるよう様々な機会を通じて島根県を通じて国へ働きかけていく。
- (2) 特に、避難行動要支援者等の避難にあたっては、複合災害時など、自衛隊や海上保安庁等のヘリ、船舶、車両等の避難手段やストレッチャーなどの搬送手段の確保、医療・介護要員の確保のほか、避難が長期に及ぶ場合の移転先の確保など国を挙げた支援が必要な状況が想定されることから、島根県を通じて国に対して支援体制の充実化を働きかけていく。
- (3) 避難等を円滑かつ迅速に実施するため、島根県及び市の情報通信機器、防護資機材や避難退域時検査で必要となる資機材の確保が必要であり、島根県を通じて国に対して、市が行う各種原子力防災資機材等の確保に対する十分な財政支援を働きかけていく。

3. 避難先自治体との連携体制の強化

情報連絡体制、避難経由所・避難所・広域福祉避難所の運営等について、島根県及び市は、訓練を通じて継続的に避難先自治体と受入れに係る手順確認を実施しているが、引き続き調整をおこない、連携体制の強化を図っていく。

4. 避難計画の住民への周知と住民理解の促進

あらかじめ避難先や避難ルート等について住民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、携行すべき物資、留意事項等についても、引き続き周知を行う

ことが必要であり、災害時における情報伝達手段についても、充実化していく必要がある。

また、住民参加による訓練を継続的に実施することで、避難等に係る理解促進を図っていく。

5. 訓練の実施

関係機関等が参加する訓練を継続的に実施し、訓練を通じて得られた成果や教訓事項をもとに原子力防災対策を改善することで、計画の実効性向上につなげる。

<資料>

情報連絡、避難退域時検査場所候補地等
に関する資料

令和8年8月現在

資料 1. 雲南市における一時集結所

自家用車で避難しない住民の方は、市が定める一時集結所に集合し、バスなどで集団避難していただきます。

一時集結所は、原子力災害発生後の安定ヨウ素剤の緊急配布予定場所としている。

各地区の一時集結所		
大東町	大東公園市民体育館	雲南市大東町大東 1 0 9 4
	大東小学校	雲南市大東町田中 4 3-4
	大東中学校	雲南市大東町養賀 9 6 7
	大東西小学校	雲南市大東町仁和寺 2 4 3 5
	佐世小学校	雲南市大東町上佐世 1 3 9 4-1
	阿用小学校	雲南市大東町東阿用 1 0 9
	久野交流センター多目的施設	雲南市大東町上久野 4 4-1
	海潮小学校	雲南市大東町南村 2 6 8
加茂町	加茂文化ホール「ラメール」	雲南市加茂町宇治 3 0 3
	加茂中学校	雲南市加茂町神原 1 2 6 2
	加茂小学校	雲南市加茂町加茂中 1 0 3 1
木次町	木次小学校	雲南市木次町木次 1 0 0 1-1
	木次経済文化会館「チェリヴァホール」	雲南市木次町里方 5 5
	下熊谷交流センター	雲南市木次町下熊谷 1 0 9 6-1
	斐伊小学校	雲南市木次町里方 1 0 6 4
	斐伊体育館	雲南市木次町里方 9 1 7
	寺領小学校	雲南市木次町寺領 6 1 2
	西日登小学校	雲南市木次町西日登 9 8 5
三刀屋町	三刀屋中学校	雲南市三刀屋町三刀屋 3 9 4
	三刀屋文化体育館「アスパル」	雲南市三刀屋町古城 1-1

資料2. 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難経由所一覧

避難地域		避難ル ー ト	主な避難退域 時検査候補地	避難先市町村			
市名	地区名			県名	市町村名	避難経由所	
						名称	住所
雲南市	大 東	①松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒尾道自動車道⇒山陽自動車道（西条 IC）⇒国道 375 号 ②国道 54 号⇒国道 375 号 ③県道 25 号玉湯吾妻山線⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 375 号	道の駅たたら ば壱番地	広島県	東広島市	東広島運動公園	東広島市西条町田口 67-1
	塩 田	①県道 25 号玉湯吾妻山線⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 375 号 ②国道 54 号⇒国道 375 号 ③松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒尾道自動車道⇒山陽自動車道（西条 IC）⇒国道 375 号	久野交流セン ター				
	春 殖	①松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒中国自動車道（三次 IC）⇒国道 375 号 ②国道 54 号⇒国道 375 号 ③県道 25 号玉湯吾妻山線⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 375 号	道の駅たたら ば壱番地			東広島市豊栄支所	東広島市豊栄町鍛冶屋 963 番地 2
	幡 屋	①松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒尾道自動車道⇒山陽自動車道（西条 IC）⇒国道 375 号 ②国道 54 号⇒国道 375 号 ③県道 25 号玉湯吾妻山線⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 375 号				高美が丘中学校	東広島市高屋高美が丘一丁 目 1 番 1 号
	佐 世	①松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒中国自動車道（三次 IC）⇒国道 375 号 ②国道 54 号⇒国道 375 号 ③県道 25 号玉湯吾妻山線⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 375 号				東広島市福富支所	東広島市福富町久芳 1545 番 地 1
	阿 用	①県道 25 号玉湯吾妻山線⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 375 号 ②国道 54 号⇒国道 375 号 ③松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒中国自動車道（三次 IC）⇒国道 375 号	久野交流セン ター			竹仁小学校	東広島市福富町下竹仁 1300 番地
	久 野	①県道 25 号玉湯吾妻山線⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 375 号 ②国道 54 号⇒国道 375 号 ③松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒中国自動車道（三次 IC）⇒国道 375 号				磯松中学校	東広島市八本松町正力 10666 番地 1
	海 潮	①県道 25 号玉湯吾妻山線⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 375 号 ②国道 54 号⇒国道 375 号 ③松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒尾道自動車道⇒山陽自動車道（西条 IC）⇒国道 375 号				中央中学校	東広島市西条町下見 4281 番 地 1
	加 茂	①松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒中国自動車道（三次東 IC）⇒国道 183 号 ②国道 54 号	道の駅たたら ば壱番地		三次市	県立みよし公園	三次市四捨貫町神田谷
	木 次	①国道 314 号⇒国道 432 号⇒国道 183 号⇒国道 184 号⇒県道 25 号三原東城線 ②松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒尾道自動車道（世羅 IC）⇒国道 432 号⇒県道 25 号三原東城線	さくらおろち 湖周辺		三原市	みよし運動公園	三次市東酒屋町 10493
						三次市営球場	三次市西酒屋町 11262 番地 7
						三原市久井支所	三原市久井町和草 1906 番地 1
						久井コミュニティ センター	三原市久井町下津 1397 番地
	斐 伊					三原市大和支所	三原市大和町下徳良 111 番 地
	日 登					市立大和中学校	三原市大和町大具 2280 番地
	西日登						
三刀屋	①国道 54 号⇒国道 183 号⇒国道 184 号	道の駅掛合の 里		世 羅 町	せら香遊ランド	世羅町京丸 809-3	
一 宮	②松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒尾道自動車道（世羅 IC）⇒国道 432 号⇒国道 184 号	道の駅掛合の 里		竹 原 市	総合公園バンブー・ジョイ・ハイ ランド	竹原市高崎町 1414 番地	

資料3. 雲南市広域避難先避難所（候補施設）一覧

雲南市広域避難先 避難所（候補施設）一覧

避 難 地 域		避 難 先 市 町 村 ・ 施 設 名			
市 名	地区名	県 名	市町村名	避難所（候補施設）	
				名 称	住 所
雲南市	大東町 大東 塩田	広島県	東広島市	東広島運動公園体育館	東広島市西条町田口67-1
				御園宇小学校	東広島市西条町御園宇8544-6
				郷田地域センター	東広島市西条町郷曾11130-5
				郷田小学校	東広島市西条町郷曾11133
	乃美地域センター			東広島市豊栄町乃美3163	
	安宿地域センター			東広島市豊栄町安宿3876-1	
	吉原地域センター			東広島市豊栄町吉原2243-1	
	清武西地域センター			東広島市豊栄町清武3756-1	
	清武地域センター			東広島市豊栄町鍛冶屋603	
	豊栄生涯学習センター			東広島市豊栄町鍛冶屋271	
	豊栄小学校			東広島市豊栄町鍛冶屋370	
	豊栄市民体育館			東広島市豊栄町鍛冶屋603	
	豊栄中学校			東広島市豊栄町鍛冶屋341-1	
	高美が丘小学校			東広島市高屋高美が丘4-1-1	
	高屋西小学校			東広島市高屋町中島582	
	高屋中学校			東広島市高屋町中島760	
	高屋東小学校			東広島市高屋町白市589	
	福富小学校・福富中学校			東広島市福富町下竹仁2096-3	
	河内小学校・河内中学校			東広島市河内町中河内1757-1	
	旧竹仁小学校			東広島市福富町下竹仁1300	
	平岩小学校			東広島市西条町寺家10521-9	
	磯松中学校			東広島市八本松町正力10666-1	
	西条中学校			東広島市西条町寺家6466	
	寺西小学校			東広島市西条町寺家6664-1	
	三永小学校			東広島市西条町下三永10929-2	
	加茂町 加茂		三次中学校(体育館のみ)	三次市三次町1731番地1	
			十日市中学校(十日市体育館のみ)	三次市十日市中四丁目2番2号	
			塩町中学校(体育館のみ)	三次市大田幸町10541-2	
			八次中学校(体育館のみ)	三次市畠敷町1860番地1	
			三良坂体育館	三次市三良坂町三良坂2719番地1	
			三和中学校(体育館のみ)	三次市三和町上板木10055番地	
			河内小学校(体育館のみ)	三次市小文町173番地1	
			三次小学校(体育館のみ)	三次市三次町1851番地1	
			栗屋小学校(体育館のみ)	三次市栗屋町2346-2	
			十日市小学校(体育館のみ)	三次市十日市中四丁目9番1号	
			八次小学校(体育館のみ)	三次市畠敷町1725-1	
酒河小学校(体育館のみ)		三次市西酒屋町804番地1			
青河小学校(体育館のみ)		三次市青河町580番地1			
神杉小学校(体育館のみ)		三次市高杉町1684番地1			
田幸小学校(体育館のみ)		三次市大田幸町1600番地1			
和田小学校(体育館のみ)		三次市向江田町3363-6			
川地小学校(体育館のみ)		三次市下川立町503番地1			
川西小学校(体育館のみ)	三次市三若町2652番地				

雲南市	加茂町 加茂	広島県	三次市	君田小学校(体育館のみ)	三次市君田町東入君10361番地2
				布野小学校(体育館のみ)	三次市布野町上布野1405番地
				旧安田小学校(体育館のみ)	三次市吉舎町安田1742
				旧八幡小学校(体育館のみ)	三次市吉舎町丸田224番地2
				甲奴小学校(体育館のみ)	三次市甲奴町梶田10005番地1
				君田生涯学習センター	三次市君田町東入君644番地8
				吉舎保険センター	三次市吉舎町吉舎723番地1
				吉舎コミュニティセンター	三次市吉舎町吉舎552番地1
				中四字コミュニティセンター	三次市吉舎町三玉626番地6
				上川コミュニティセンター	三次市甲奴町抜湯37番地
				小童コミュニティセンター	三次市甲奴町小童3029番地2
				三良坂コミュニティセンター	三次市三良坂町三良坂2825番地
				横谷ふるさとセンター	三次市布野町774番地1
				旧志和地小学校	三次市下志和地町1371
				作木山村開発センター	三次市作木町下作木674
				よっしゃ吉舎	三次市吉舎町吉舎368
				みわ保険センター	三次市三和町敷名11456-5
				甲奴健康づくりセンターゆげんき	三次市甲奴町西野592
				三次市民ホールきりり	三次市三次町111-1
				三次西健康づくりセンターデイサービス施設	三次市日下町143-1
				三次市福祉保健センター	三次市十日市東三丁目14-1
				みよしまちづくりセンター	三次市十日市西六丁目10-45
				三次市役所	三次市十日市中二丁目8-1
				粟屋西自治交流センター	三次市粟屋町949
				元JA三次上川立支所	三次市上川立駅前
				酒屋体育館	三次市東酒屋町306-60
				広島県立三次中学校・高等学校(体育館のみ)	三次市南畑敷町155
				ほしはらの山のがっこう	三次市上田町388
				道の駅ゆめランド布野	三次市布野町下布野661-1
				布野保健福祉センター	三次市布野町上布野1093-1
				文化センターさくぎ	三次市作木町下作木905-2
				作木上地区自治交流センター	三次市作木町香淀256-1
				作木下地区自治交流センター	三次市作木町大津140-1
				広島県立日彰館高等学校(体育館のみ)	三次市吉舎町吉舎293-2
				吉舎徳市自治交流センター	三次市吉舎町徳市2527-1
				敷地コミュニティセンター	三次市吉舎町敷地1807-1
				三次市三良坂支所	三次市三良坂町三良坂2100-1
				三次市三和支所	三次市三和町上板木10038-4
				美山荘在宅サービスステーション	三次市甲奴町本郷1707-1
				有田・福田構造改善センター	三次市甲奴町福田266-1
				宇賀交流拠点施設	三次市甲奴町宇賀1211
				ジミー・カーターシビックセンター	三次市甲奴町本郷940

雲南市	木次町木次 (八日市・三新塔・新市・下熊谷)	広島県	三原市	三原市くい文化センター	三原市久井町和草1883-6
				市立久井中学校・久井小学校	三原市久井町下津735
				久井運動公園B&G海洋センター	三原市久井町坂井原10409-3
				久井保健福祉センター	三原市久井町和草1906-1
				久井コミュニティセンター	三原市久井町下津1397
				和草コミュニティホーム	三原市久井町和草761-1
				旧市立久井南小学校	三原市久井町坂井原3024
				久井南コミュニティセンター	三原市久井町山中野1337
				八幡町コミュニティホーム	三原市八幡町宮内277
				大和文化センター	三原市大和町下徳良111
				神田公民館	三原市大和町下徳良106-1
				大和人権文化センター	三原市大和町下徳良107-1
	旧市立船木小学校			三原市本郷町船木1972	
	船木コミュニティセンター			三原市本郷町船木1949	
	萩原コミュニティホーム			三原市大和町萩原2408-1	
	上徳良コミュニティホーム			三原市大和町上徳良1528-1	
	市立大和中学校			三原市大和町大具2280	
	市立大和小学校			三原市大和町大具2362-1	
	白竜ドーム			三原市大和町和木1026-3	
	和木地域ふれあい交流センター			三原市大和町和木2163-7	
	くわなし皆来館			三原市大和町椋梨2431	
	蔵宗コミュニティホーム			三原市大和町蔵宗1244-2	
	木次町斐伊		世羅町	甲山小学校(屋内運動場)	世羅郡世羅町小世良69-1
				甲山中学校(屋内運動場)	世羅郡世羅町西上原1469-1
				甲山農村環境改善センター	世羅郡世羅町西上原123-1
				甲山自治センター	世羅郡世羅町西上原426-3
				宇津戸自治センター	世羅郡世羅町宇津戸1491-1
				中央自治センター	世羅郡世羅町東上原388-1
				せらひがし小学校(屋内運動場)	世羅郡世羅町川尻1987-2
				伊尾自治センター(体育館)	世羅郡世羅町伊尾1969-1
				東自治センター(体育館)	世羅郡世羅町別迫700-1
				世羅小学校(屋内運動場)	世羅郡世羅町本郷891-1
				世羅中学校(屋内運動場)	世羅郡世羅町寺町961-2
				大田自治センター	世羅郡世羅町本郷891-4
				せら文化センター	世羅郡世羅町寺町1158-3
				大見自治センター(体育館)	世羅郡世羅町安田45
				西大田自治センター(体育館)	世羅郡世羅町重永62
				津久志自治センター(体育館)	世羅郡世羅町黒淵3-2
				山福田自治センター(体育館)	世羅郡世羅町山中福田1822-2
				山福田体育館	世羅郡世羅町山中福田1822-2
				小国自治センター	世羅郡世羅町小国3381
				せらにし小学校(屋内運動場)	世羅郡世羅町小国4682
				せらにしタウンセンター	世羅郡世羅町小国3381
				津名自治センター	世羅郡世羅町下津田577-1
				津田体育館	世羅郡世羅町下津田577-1
				世羅西中学校(屋内運動場)	世羅郡世羅町黒川10144-4
				黒川自治センター(体育館)	世羅郡世羅町黒川2569-1
				黒川自治センター	世羅郡世羅町黒川10282-1
				黒川自治センター別館	世羅郡世羅町黒川2569-1
木次町日登 西日登	世羅町				
三刀屋町 三刀屋	世羅町				

雲南市	三刀屋町 一宮	広島県	竹原市	竹原西地域交流センター	竹原市竹原町2377番地1
				大井地域交流センター	竹原市下野町1525番地
				小梨地域交流センター	竹原市小梨町10381番地1
				中通地域交流センター	竹原市下野町3478番地
				東野地域交流センター	竹原市東野町887番地
				大乗地域交流センター	竹原市高崎町185番地7
				高崎城会館	竹原市高崎町363番地1
				荘野地域交流センター	竹原市西野町2054番地1
				田万里地域交流センター	竹原市田万里町1229番地1
				吉名地域交流センター	竹原市吉名町4956番地22
				忠海地域交流センター	竹原市忠海中町二丁目26番1号
				忠海東地域交流センター	竹原市忠海東町五丁目1番13号
				長浜会館	竹原市忠海長浜一丁目13番7号
				宿根集会所	竹原市下野町345番地
				バンブー体育館	竹原市高崎町1414番地
				仁賀地域交流センター	竹原市仁賀町1292番地1
				人権センター・児童館	竹原市中央五丁目5番17号
				旧忠海東小学校体育館	竹原市忠海東町五丁目19番1号
				旧大乗小学校体育館	竹原市高崎町185番地7
				竹原小学校体育館	竹原市田ノ浦二丁目5番1号
				中通小学校体育館	竹原市下野町3469番地
				竹原西小学校体育館	竹原町2440番地
				東野小学校体育館	竹原市東野町914番地
				荘野小学校体育館	竹原市西野町2025番地
				仁賀小学校体育館	竹原市仁賀町1280番地
				旧吉名小学校体育館	竹原市吉名町4907番地1
				忠海学園体育館	竹原市忠海東町三丁目9番1号
				竹原中学校体育館	竹原市下野町2230番地
				賀茂川中学校体育館	竹原市東野町2051番地1
				吉名学園体育館	竹原市吉名町2671番地
				道の駅たけはら	竹原市本町一丁目1番1号
				竹原市民館	竹原市中央五丁目5番24号
				福田会館	竹原市福田町1351番地
合 計		1	5	167	

資料4. 雲南市広域避難先福祉避難所（候補施設）一覧

雲南市広域避難先 広域福祉避難所（候補施設）一覧

避 難 地 域		避 難 先 市 町 村 ・ 施 設 名			
市 名	地区名	県 名	市町村名	広域福祉避難所（候補施設）	
				名 称	住 所
雲南市	大東町	広島県	東広島市	東広島市総合福祉センター	東広島市西条町土と丸1108番地
				三ツ城地域センター（旧下見福祉会館）	東広島市西条下見五丁目4番8号
				高美が丘地域センター	東広島市高屋高美が丘四丁目34番2号
				八本松地域センター	東広島市八本松南二丁目1番1号
				西志和地域センター	東広島市志和町七条松坂1737番地1
				東西条地域センター	東広島市西条土と丸二丁目3番4号
				黒瀬保健福祉センター	東広島市黒瀬町丸山1286番地1
				福富保健福祉センター（福富支所）	東広島市福富町久芳1545番地1
				河内保健福祉センター	東広島市河内町中河内1206番地1
				安芸津生涯学習センター	東広島市安芸津町三津4398番地
	加茂町		三次市	三次コミュニティセンター	三次市三次町1828番地5
				十日市コミュニティセンター	三次市十日市南一丁目2番18号
				八次コミュニティセンター	三次市畠敷町1860番地1
				酒屋コミュニティセンター	三次市西酒屋町281番地3
				和田コミュニティセンター	三次市向江田町3358番地1
				田幸コミュニティセンター	三次市大田幸町342番地5
				青河コミュニティセンター	三次市青河町582番地1
				栗屋コミュニティセンター	三次市栗屋町2320番地1
				神杉コミュニティセンター	三次市高杉町1684-1
				川地コミュニティセンター	三次市下志和地町663番地8
				川西コミュニティセンター	三次市三若町2651番地1
				河内コミュニティセンター	三次市小文町182番地1
				布野生涯学習センター	三次市布野町上布野1196番地1
				木次町	三原市
	大和保健福祉センター		三原市大和町和木1538-1		
	大草公民館		三原市大和町大草9131-2		
	椹梨公民館		三原市大和町椹梨1004		
	本郷生涯学習センター		三原市本郷南六丁目25-1		
	三刀屋町 三刀屋		世羅町	宇津戸自治センター	世羅郡世羅町宇津戸1491-1
				東自治センター	世羅郡世羅町別迫700-1
				世羅の宿ひがし	世羅郡世羅町別迫700-1
				伊尾自治センター	世羅郡世羅町伊尾1969-1
				津久志自治センター	世羅郡世羅町黒淵3-2
				大見自治センター	世羅郡世羅町安田45
				西大田自治センター	世羅郡世羅町重永62
				せら香遊ランド	世羅郡世羅町京丸809-3
				せらにし青少年旅行村	世羅郡世羅町黒川10527-14
				介護老人保健施設 葵の園・セラ	世羅郡世羅町本郷1216
				特別養護老人ホーム せせらぎ園	世羅郡世羅町小国10889-23
				特別養護老人ホーム 高竜園	世羅郡世羅町西上原426-11
				みつば会短期入所事業所	世羅郡世羅町本郷941
				三刀屋町 一宮	竹原市
合 計		1		5	42

<広域避難計画策定の経過>

平成23年	5月	原子力防災連絡会議を設置
	9月	原子力防災連絡会議中間報告を取りまとめ
	10月	避難施設調査を依頼（県内） 中国地方知事会で広域避難受け入れを協力要請
	11月	山陽各県市町村への説明会を開催 避難収容可能施設確認調査を依頼（山陽各県）
平成24年	1月	島根県議会総務委員会で避難収容可能施設確認調査結果を報告
	2月	避難先地域割当案を策定
	4月～	中国各県、避難先市町村と受入調整
	9月	国の防災基本計画（原子力災害対策編）一部修正
	10月	避難受入を正式に要請 国の原子力災害対策指針策定
	11月	島根県広域避難計画の策定
平成25年	2月	雲南市広域避難計画の策定
令和3年	10月	雲南市広域避難計画一部修正
令和4年	6月	雲南市広域避難計画一部修正
令和7年	3月	雲南市広域避難計画一部修正
令和8年	8月	雲南市広域避難計画一部修正